

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

○高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成3年3月27日規則第27号)

改正 平成9年3月28日規則第28号 平成12年3月28日規則第37号

平成18年3月31日規則第43号 平成25年11月5日規則第51号

平成26年3月31日規則第56号

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例(平成3年高知県条例第2号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県立室戸体育館(以下「体育館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の利用施設(同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、体育館のシャワーに係る利用の許可を受けようとする者は、口頭により申請することができる。

(利用許可書の交付等)

第3条 指定管理者(体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項及び第2項、第5条第1項、第11条ただし書並びに第12条において同じ。)は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は、別記第2号様式によるものとする。

(利用施設の利用の取消しの届出等)

第4条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項の利用施設の利用の変更の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。

- 3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第3号様式によるものとする。

(利用変更許可書の交付等)

第5条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 知事が交付する前項の利用変更許可書は、別記第4号様式によるものとする。

(利用料金の承認の申請)

第6条 指定管理者は、条例第12条第1項の規定により利用料金を定めようとするときは、知事に対して、別記第5号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、条例第12条第1項の規定により知事の承認を得た利用料金を変更しようとするときは、知事に対して、別記第6号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

(使用料の額)

第7条 条例第15条第2項の規則で定める使用料の額は、条例別表に定める利用料金の上限額及び計算単位当たりの上限額にそれぞれ消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該利用料金の上限額及び計算単位当たりの上限額にそれぞれ加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

(使用料の減免の申請等)

第8条 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第13条の規定に基づき利用施設(シャワーを除く。以下この条において同じ。)の使用料を2分の1に減額する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとおりとする。

- (1) 知事が高知県の観光振興に寄与すると認める職業スポーツ団体であつて、高知県又は公益財団法人高知県観光コンベンション協会から使用料に対する助成を受けるものが利用施設を利用するとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、利用施設の使用料を減額することが適当であると知事が認めるとき。

- 2 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第13条の規定に基づき利用施設の使用料を免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 次のいずれかに該当する大会等に伴い利用施設を利用するとき。

- ア 高知県教育委員会が主催する県中学校総合体育大会、県高等学校総合体育大会、四国中学校総合体育大会又は四国高等学校総合体育大会
- イ 国民体育大会又は全国障害者スポーツ大会
- ウ 全国中学校総合体育大会又は全国高等学校総合体育大会
- エ 各種障害者団体が主催し、かつ、主として障害者のための大会若しくは催し又は障害者の福祉の増進のために開催される大会若しくは催し

(2) 次のいずれかに該当する者(アからオまでに該当する者がそれ以外の者ととも利用する場合にあっては、該当する者の人数が利用する者の人数の2分の1以上であるときに限る。)が利用施設を利用するとき。

- ア 身体障害者手帳を所持する者
- イ 療育手帳を所持する者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- エ 戦傷病者手帳を所持する者
- オ 被爆者健康手帳を所持する者
- カ アからオまでに掲げる者を直接介護し、又は介助するために必要な者

(3) 前2号に掲げる場合のほか、利用施設の使用料を免除することが適当であると知事が認めるとき。

3 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第13条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第7号様式による使用料減額(免除)承認申請書を第2条第2項の利用許可申請書又は第4条第2項の利用変更許可申請書とともに提出しなければならない。ただし、前項第2号の身体障害者手帳を所持する者、療育手帳を所持する者、精神障害者保健福祉手帳を所持する者、戦傷病者手帳を所持する者及び被爆者健康手帳を所持する者並びにこれらの者を直接介護し、又は介助するために必要な者については、この限りでない。

4 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第8号様式による使用料減額(免除)承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の請求等)

第9条 条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第14条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 県又は指定管理者の都合により利用の許可若しくは利用の変更の許可を取り消したとき又は災害その他の不可抗力により利用施設を利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であると知事が認めるとき。

2 条例第 15 条第 3 項において読み替えて準用する条例第 14 条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第 9 号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第 10 号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

(管理上の立入り)

第 10 条 利用者は、体育館の関係職員が利用施設及び体育館の設備等(備品を含む。以下同じ。)の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第 11 条 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第 9 条第 1 項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る設備等を所定に位置に戻し、体育館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(汚損等の届出)

第 12 条 体育館を利用する者は、体育館の施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第 13 条 条例第 20 条の規則で定める申請書は、別記第 11 号様式によるものとする。

2 条例第 20 条第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第 19 条各号に掲げる業務に係る収支予算書

(2) 定款、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し

(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

(5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第 21 条第 3 項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

附 則

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成9年3月28日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則別記第1号様式から別記第6号様式までは、この規則による改正後の高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成12年3月28日規則第37号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な書類)

- 2 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第107号。次項において「一部改正条例」という。)附則第2項の規定に基づき、同条例の施行の日前において行う指定管理者の指定及び利用料金の承認の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)第13条第1項及び第2項並びに第6条の規定の例による。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為(一部改正条例附則第3項に規定する行為を除く。)は、改正後の規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年11月5日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第56号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

高知県立室戸体育館利用施設利用許可申請書

[別紙参照]

第2号様式(第3条関係)

高知県立室戸体育館利用施設利用許可書

[別紙参照]

第3号様式(第4条関係)

高知県立室戸体育館利用施設利用変更許可申請書

[別紙参照]

第4号様式(第5条関係)

高知県立室戸体育館利用変更許可書

[別紙参照]

第5号様式(第6条関係)

高知県立室戸体育館利用料金承認申請書

[別紙参照]

第6号様式(第6条関係)

高知県立室戸体育館利用料金変更承認申請書

[別紙参照]

第7号様式(第8条関係)

高知県立室戸体育館使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

第8号様式(第8条関係)

高知県立室戸体育館使用料減額(免除)承認通知書

[別紙参照]

第9号様式(第9条関係)

高知県立室戸体育館使用料還付請求書

[別紙参照]

第 10 号様式(第 9 条関係)

高知県立室戸体育館使用料還付決定通知書

[別紙参照]

第 11 号様式(第 13 条関係)

指定管理者指定申請書

[別紙参照]